

県知事裁決により復職した細川慎一議員を 全議員一致で“懲罰除名処分”

現在までの主な流れ

- 2月16日: 覚せい剤所持の容疑で現行犯逮捕。
(横浜市中区末吉町)
当初は、容疑を否認、採尿も拒否していたとの報道。
- 2月23日: 細川氏に対する『辞職勧告決議』
を全会一致で可決。
本人は、辞職に関する言葉は語らず。
辞職勧告
- 2月25日: 議員報酬等に関する条例を改正。
逮捕・勾留などで身体を拘束されている
期間の報酬等を一時差止める。
- 3月8日: 覚せい剤取締法違反(所持)の罪で起訴。
- 3月9日: 覚せい剤取締法違反(使用)の疑いで追送検。
- 3月10日: 細川氏保釈。
保釈後の住居は横浜市内。細川氏からは、改めて今後の
考え方を示すとのコメントがあったが、開催中の議会本
会議・委員会には、『無断欠席』及び『精神面での体調
不良』が理由で全て欠席。
- 3月23日: 細川氏の被選挙権の有無に対し、
議員が「資格決定要求書」を提出。
- 4月7日: 特別委員会は資格決定書を審査し、本会議において記名投票にて
「議員資格を有しない」と全会一致
で決定。
失職
- 4月19日: 細川氏が県知事宛に「議員資格を有し
ない」と葉山町議会が決定したこと
に対し審査請求書を提出。
県知事は、自治紛争処理委員を設置し90日以内にその
審査決定をする必要がある。
- 5月12日: 細川氏に、懲役1年6カ月執行猶予3年
の有罪判決がくだる。
- 7月15日: 自治紛争処理委員は、葉山町
議会の「議員資格を有しない」
という決定を、“違法”と判断。
県知事が復職を決定。
復職
- 7月25日: 葉山町議会本会議にて、懲罰動
議を採決し、記名投票にて、全会
一致で「除名処分」にすることを
決定。
除名

細川氏は7月20日に開催され
た全員協議会に、逮捕後、初めて
出席し、議員控室での覚せい剤の
所持・使用と議会前に能力を發揮
するために使用したことを認め
ました。
これを受けて、22日に懲罰動議
が提出され、25日の本会議で懲罰
特別委員会を設置し、審査を行
いました。
議会は、既に辞職勧告決議を可
決しており、審査に先立ち、議長
から本人に辞職の意思確認をし
ましたが、「まだ決まっていない」
との報告がありました。



議長より『除名』宣告を受ける細川氏

委員会審査では「本町議会会議
規則第101条では『品位の尊重』と
して『議員は、議会の品位を重ん
じなければならぬ。』と規定して
いる。議会の品位とは、その構成
員である議員が保持すべき道徳、
良識、倫理、ないしは礼儀等を指
すものである。裁判での『覚せい
剤を使用したのは、ビデオボック
スや自宅、議員控室であり、議会
前に能力以上のものを發揮した
かったためである』との検察の冒
頭陳述内容を事実と認める発言
があった。このような細川氏の発
言を、議会として到底看過するこ
とはできない」「人事院の職員に
係る懲戒処分の指針によれば、麻
薬・覚せい剤等の所持又は使用は
懲戒免職である。議員であれば覚
せい剤を使用しているということ
は断じてなく、悪しき前例を作る
わけにはいかない」「町民の意見
は、細川氏は一日も早く議員を辞
めるべきとのことである。議員と
して民意を反映させるため除名
を求める」等の意見が相次ぎ、全
会一致で除名の懲罰を科すこと
を決定しました。

細川氏の 失職から復職まで

議会は4月7日、公職選挙法及
び地方自治法の規定により、全議
員で細川氏は「議員資格を有しな
い」と議決しました。これは、細川
氏が3月10日に「横浜市泉区の友
人宅を制限住居とする」条件で保



庁舎駐車場の報道中継車

続いて本会議では記名投票を
行い、全会一致で除名の懲罰を決
定しました。
議長から、除名の宣告があり、
細川氏は議席を失いました。

釈されて以降、4月1日に裁判所
から制限住居の変更が許可される
までの期間、葉山町内に生活の本拠
を有していなかったことから「被選
挙権を失った」としたものです。
この議決に対して細川氏は、神
奈川県知事に不服申し立てを行
いました。知事がこの訴えを3人の自
治紛争処理委員の合議に委ねた結
果「申立人が一時的に葉山町内に起
居できる住居を有していなかった
ことは事実であるが、1カ月程度の
短期間であったため、逮捕以前から
現在まで引き続き葉山町内に住所
を有すると解するべきである。した
がつて、申立人が議員の資格を失
たとする議会の決定は、法の規定及
びその解釈を間違えた違法な決定
であると認められる」との報告を受
けました。

知事はこの報告に基づき町議
会の決定を取り消し、細川氏の
復職を認めました。



黒岩県知事に 公開質問状提出

7月15日付けの、葉山町議会が細川氏を「失職」とした判断が「違法」であるとの県知事の裁決に、全国から多くの問い合わせが続いています。県知事の裁決に疑問を持つ全議員で、7月29日に次のような公開質問状を提出しました。(一部抜粋)

「地方議員は、他の市区町村へ転出すると、選挙権、被選挙権を失うため失職する旨が、地方自治法に明記され、しかもその判断は議会が行うとされている」

「細川議員は保釈後、横浜市に制限住居の届出を行った。すなわち他の市区町村への転出を行った」

「その期間が1カ月程度と短期間であるとして、議会の失職の決定を違法とするのであれば、違法でない期間を明確にしてください」

自治紛争処理委員の協議は、傍聴もできず、裁決について意見を述べる機会もありません。そこで、県知事に文書による回答を求め、町民の皆さまにご説明できればと考えております。

細川氏に対する 『懲罰動議』提案理由

議員は、有権者の投票により選ばれた自覚と良識を持ち、高潔を旨に自らを律しなければならぬ。議会控室で、覚せい剤所持・使用し、その影響が少しでも残る中、会議に出席していたことは到底看過することはできない。



懲罰除名の記名投票

細川氏が 弁明した全文

この度は、私の行為により世間を騒がせ、議会のみなならず町議員の皆さま、そして町民の皆様にご迷惑をおかけしました事を深く反省しお詫びをいたします。本日に申し訳ありませんでした。町長、申し訳ありませんでした。

先日、葉山町議会の決定を神奈川県知事が「違法な判断」として覆しました。結果に対しては妥当なものと思っており、私事とは別に安堵をしております。その安堵とは、一部の人の立場と権力で法の趣旨を逸脱した解釈での運用が許され可能と成り得てしまっただけか。もしそうであれば、それは法の支配ではなく、人による支配であると考えざるを得ません。

私は近年の日本を見ていて、一部の権力者によって「誤った法解釈」で、その運用がなされているように思えてなりません。法の支配とは、権力を法で拘束することによって権力による人の支配を排除することです。国民の権利や自由を保障しようとする立憲主義に基づく原理であり、民主主義とも密接に結びついています。ですから、法の原理や概念が守られた神奈川県知事の判断に純粋に安堵するとともに、私が原因で「誤った法解釈」「間違った運用の前提」これらが残らなかつた事を感謝しております。

しかしながら、皆さんの多くは「言っている内容はその通り」でも「逮捕されたお前が言うな」と釈然としない思いなんだと察します。「なぜ、罪を犯した者を裁いたこの議会の決定」それが「違法の判断」とまて言われ、覆ってしまっただけか。その理由のひとつですが、この国のルールの大前提として罪を裁く唯一の機関は裁判所であり、また、その裁きは当然この国の法に沿ったものでなくてはなりません。

私も裁判所で裁判官による裁きを受けました。その裁きは当然、議員であることや初犯であることなど多くの要素を含んだ上での裁判結果と理解しております。その裁きによって私の罪は終わったのではなく、償いが始まったばかりなのだと思っております。

この国の法と、それに基づいたこの裁きが、このような者に望んでいるのは社会での更正であり、更なる裁きではありません。しかし現実には、罪を犯した人間は目障りで、周囲からのイメージが悪いなどの思いから、勤め先を解雇となるケースが多いと聞きます。もし、議会を「民間企業」と同

じように考えるならば、この議会の決定も一概に間違ったものとは言えません。しかし性質上、議会は「社会の縮図」とした考え方が理にかなっていません。罪を犯した人間を目前から追い払い、見えなくしても社会から消えてなくなる訳ではなく、見えないところへ追い払われた結果、再度、犯罪に手を染める者が多く、刑務所に入る受刑者の約6割が再犯者であることも現実です。その一端を垣間見た私としては、このことに問題意識を持たずにはいられません。

裁きを受けた人間に対して、社会はどう接するのか。社会問題としての国の政治・議会が問われている課題のひとつとして議論を深めるべきなんだと考えています。最後になりますが、今、申し上げた法の根本的な概念などの観点があることを再度ご認識いただき、「県知事が犯罪者の味方をした」「議会の怠慢・力不足だ」という非難は当りはまらないことを、どうかご理解いただきますように町民、そして県民の皆さまにお願いを申し上げます。(7月25日 本会議)

全議員より

この度は、町民の皆さまに多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたこと、心よりお詫び申し上げます。民意によって選出された議員は、本人の言動により社会的な悪影響を及ぼしたのであれば、本来ならばその出処進退は自らが決めるべきであると、我々は考えます。しかし、細川氏は、自身の出処進退を明言することはありませんでした。

町政史に大きな汚点を残す本件事案の一連の対応に、ご批判の声を数多く頂戴しましたが、議会としては、その都度、可能な限りの対策をとってきました。

今後迅速に対応が図れるよう備えるとともに、一日も早くこの事案を終結させ、議会本来の仕事に邁進し、その役割を十分に発揮できるように、一丸となつて取り組んで参ります。

Q：もう議会に戻ってくることはないの？

前回同様、県知事に対して不服申し立てができます。また、司法の場で争うことも考えられ、その結果によっては復職することになります。町内に被選挙権を有している限りは、再び出馬することもできます。

Q：議会が全会一致で、住居要件を喪失したとして失職させたのに、どうして県知事の裁決書では「違法」とされたの？

法の解釈の違いはあったのですが「違法」と決めつけた県知事の裁決に対し、議会は強い憤りと違和感を抱いております。よって議員全員の署名のもと、県知事に対して、公開質問状を提出しました。

皆さまからの “疑問・質問” お答えします Q&A

Q：どうして今頃になって除名処分を行ったの？ もっと早くにできなかったの？

細川氏の逮捕以降、7月20日の全員協議会まで、公の場において、直接本人から事実確認ができる機会がなかったのです。議員控室で覚せい剤を使用したことを会議の中で初めて認めました。そのため、一連の行為や言動が、条例や規則に反する行為であり、懲罰動議を提出することが可能となりました。

Q：どうして有罪判決が出ているのに、議員を続けることができるの？

公職選挙法第11条第1項第3号の規定で、禁錮以上の有罪判決を受けても、刑の執行猶予が付けば、選挙権及び被選挙権は失われなくなっているからです。少なくとも、公務員であれば懲戒免職処分となります。今回の事案を重く受け止め、公職選挙法の改正を求める意見書を国に提出しました。(議会だより125号参照)

Q：もしも復職してきたら、辞めさせる方法は他にないの？

住民の直接請求(リコール)によって解職させることができます。しかし、膨大な事務作業や、多額の経費がかかります。そのため、議会では、辞職勧告、次に失職処分、そして今回の除名処分を行いました。

